

# 「みんなできつくる、心かよう健やかなまち」の実現に向けて

## 高齢者福祉計画2012・第5期介護保険事業計画を策定

市では、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする高齢者福祉計画2012・第5期介護保険事業計画を策定しました。北本市の高齢化率は増加傾向で推移しており、今後もこの傾向は続くと推計されています。(表1)

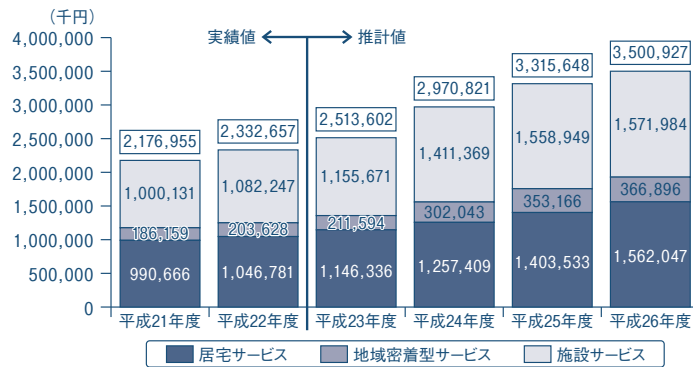
この計画では「高齢者が住みなれた地域で安心して自立して豊かな生活ができる社会」の実現を目指した高齢者施策の展開と、介護保険事業の安定した運営のための施策を位置づけています。ここでは、計画の概要についてお知らせします。

表1 北本市の高齢化率等の推計

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	70,493人	70,193人	69,951人	69,567人	69,207人	68,807人
65歳以上	14,610人	15,119人	15,544人	16,421人	17,284人	18,140人
高齢化率	20.7%	21.5%	22.2%	23.6%	25.0%	26.4%

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要介護認定者	1,719人	1,863人	1,982人	2,113人	2,262人	2,379人
認定者率(対高齢者)	11.8%	12.3%	12.8%	12.9%	13.1%	13.1%

表2 介護保険標準給付費の見込み



### 計画の策定にあたって

老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく3年を1期とする介護保険事業計画は、それぞれ一体のものとして策定しなければならぬとされています。

高齢者福祉計画については、計画期間における目標を達成するため、どのような高齢者施策を展開していくかについて総合的に示し、介護保険事業計画では主に計画期間の介護保険サービスの利用見込み量等について示しています。

この計画の策定に当たり、平成22年度に65歳以上の市民の人や介護保険サービス事業者に対し、施策に関するアンケート調査を行いました。また、庁内の策定幹事会だけではなく、計画に広く市民の意見が反映されるように、公募による市民の代表者を含む計画策定委員会を設置し、委員会の中で様々なご意見をいただきながら計画を策定しました。

### 計画の期間

平成24年度を初年度として、平成26年度までの3カ年を計画の期間としています。

### 計画の概要

今回の計画は、これまでの計

画の基本理念である「みんなできつくる、心かよう健やかなまち」をはじめ、次の5つの基本目標を継承し計画を策定しています。

### 【基本目標】

- ・健康に暮らせるまち
- ・生きがいを持てるまち
- ・ともに支え合うまち
- ・安心して支援を受けられる仕組み
- ・介護保険サービスの体制整備

### 計画の閲覧

計画は、高齢介護課、市政情報コーナー、中央図書館、地域学習センター(各地区公民館、勤労福祉センター、コミュニティセンター、学習センター)、市ホームページで閲覧できます。

### 介護保険料

65歳以上の人の介護保険料については、介護保険事業計画の中で推計される、今後3年間の介護保険サービスに必要な事業見込み額を基に算出されます。(表2)

高齢化の進展による人口構成比の変化等に対応するため、国の制度改正により平成24年度からは65歳以上の人の負担割合が20%から21%に引き上げられました。※この負担割合は国が交付する調整交付金の額によって変動することがあります。

また、国の制度改正により介

介護報酬の単価が約1.2%引き上げられました。その他、北本市では高齢化の進展による介護サービス費の増加の他に、計画期間中に介護老人福祉施設等の施設整備が予定されているため、介護給付費の増加が見込まれます。

**介護給付費支払基金を  
約1億6,000万円取崩し**

市では介護保険料の上昇をできるだけ抑制するために、介護給付費支払基金を3年間で約1億6,000万円取崩し財源として充当します。

また、埼玉県から交付される財政安定化基金の拠出額約1,700万円についても、財源として充当します。この充当により、保険料が月額281円軽減されています。(表3)

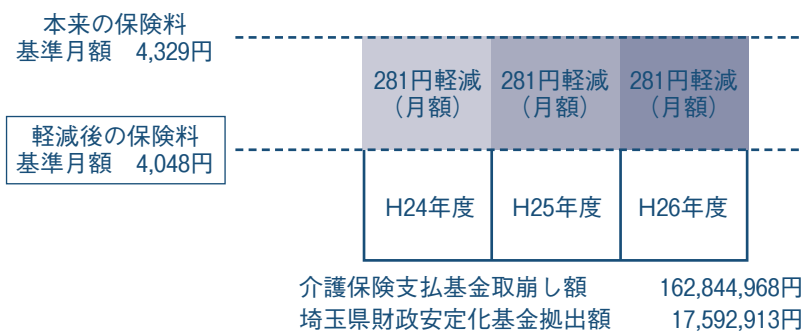
**特例第3段階を新たに設定**

介護保険料の上昇による低所得者への配慮から、市では新たに特例第3所得段階を設けます。また、引き続き第3所得段階の保険料率を国の基準よりも低率にし、特例第4所得段階についても継続して実施します。(表4)

**平成24年度から平成26年度  
までの介護保険料**

市では介護保険料の上昇をできるだけ抑制するために基金等

表3 介護給付費支払基金等の取崩し予定



を財源として充当し、また、低所得者への配慮から特例の所得段階を設けることとしました。が、介護保険制度の運営に必要な財源を確保するため、平成24年度から平成26年度までの65歳以上の人の介護保険料基準月額が現在の3,149円(年額3万7,700円)から4,048円(年額4万8,500円)に改定になります。(表4)

埼玉県の平均保険料月額は4,506円であり、北本市は平均額以下となっています。

表4 介護保険料(年額)の期別比較

第1段階	対象となる人	第4期(H21~23年度)		第5期(H24~26年度)	
		年額	所得率	年額	所得率
第1段階	●生活保護受給者の人 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人	18,800円	0.5	24,200円	0.5
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	18,800円	0.5	24,200円	0.5
(特例)	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	—	—	29,100円	0.6
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	26,300円	0.7	33,900円	0.7
(特例)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	33,900円	0.9	43,600円	0.9
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、特例第4段階に該当しない人	37,700円	1.0	48,500円	1.0
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の人	47,100円	1.25	60,600円	1.25
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上500万円未満の人	56,500円	1.50	72,700円	1.50
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	65,900円	1.75	84,800円	1.75

※介護保険料は基準所得段階である第4段階の金額を1として、所得に応じそれぞれの段階の保険料率を乗じて決定されています。